

(別添 1)



問合せ先：

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室  
(内線 2497, 2474, 2498)

# 平成21年度 輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

平成22年8月  
厚生労働省医薬食品局食品安全部

# 平成21年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

## はじめに

平成21年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用おもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約182万件、輸入重量で約3,060万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成21年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約4割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て、平成21年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っていたところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況について詳細を取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



# 1. 平成21年度輸入食品監視指導計画の概要

## 1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（法第23条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

## 2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定。

## 3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査<sup>※1</sup>（平成21年度計画：157食品群、83,418件）の実施
- 検査命令<sup>※2</sup>（平成21年4月1日現在：全輸出国対象の16品目及び36カ国・1地域対象の191品目）
- 包括的輸入禁止規定<sup>※3</sup>
- 海外情報等に基づく緊急対応

## 4 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査の推進

## 5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

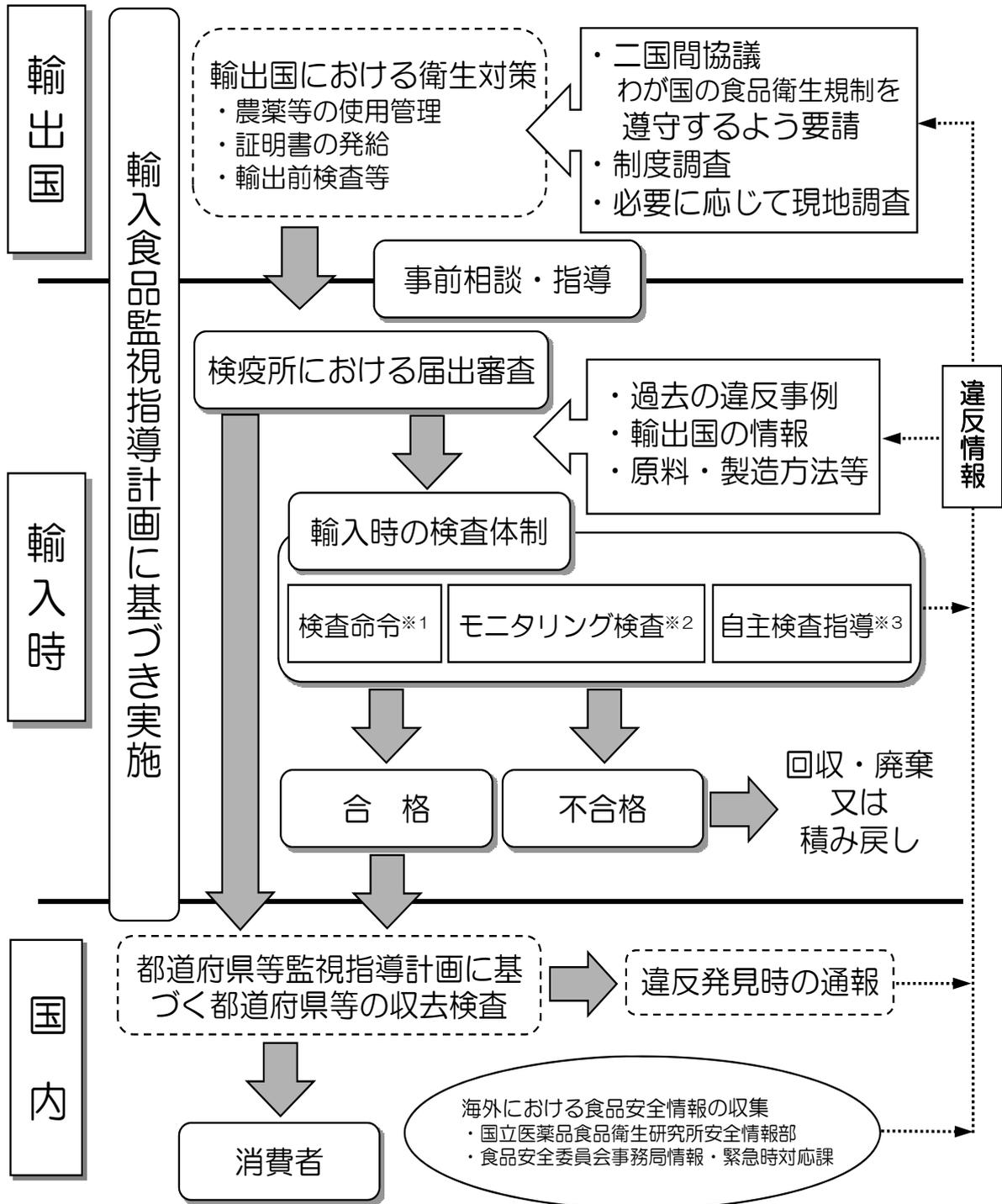
- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定

# 輸入食品の監視体制等の概要



※1：違反の蓋然性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査  
 ※2：食品の種類毎に輸入量、違反率、危害度等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査  
 ※3：輸入者の自主的衛生管理の一環として、初回輸入時等に、当該輸入食品等が法に適合していることを確認するために行う検査指導

## 2. 平成21年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要であるとの基本的な考え方に基づき、厚生労働省本省及び検疫所においては、以下に掲げる措置を講じた。

### (1) 法第27条に基づく輸入届出時における法違反の有無の確認

法第27条の規定に基づく輸入届出等により、法第11条第1項又は第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合性についての審査を行うとともに、輸入時において必要な検査を実施した。

平成21年度の届出・検査・違反状況（**表1**）

をみると、輸入届出件数は1,821,269件であり、輸入届出重量は30,604,854トンであった。これに対し、231,638件（12.7%）について検査を実施し、このうち1,559件（延べ1,641件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。これは届出件数の0.1%に相当する。



コンピュータシステムによる届出審査

### (2) 法第28条に基づくモニタリング検査

モニタリング検査については、多種多様な輸入食品等について、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、輸入実績及び違反率等を勘案し、検疫所が行う検査件数及び検査項目を定めており、平成21年度は延べ83,418件の検査を計画した。

ポジティブリスト制度の施行を踏まえ、食品衛生監視員を341名から368名に増員するとともに、残留農薬等に係る検査機器を増設した。また、海外での農薬の使用状況等を踏まえ、検査項目を、残留農薬は510項目から520項目に、残留動物用医薬品は140項目から150項目に拡大して実施した。

さらに、各検疫所におけるモニタリング検査の実施状況の確認を行い、輸入実態に即した検査が実施可能となるよう計画の見直しを行った。

平成21年度のモニタリング検査実施状況（**表2**）をみると、延べ83,418件の計画に対し、延べ87,103件（実数47,848件）（延べ件数に対する実施率：104%）を実施し、このうち176件（延べ176件）を法違反として、回収等の措置を講じた。

モニタリング検査等で法違反が発見された場合の対応としては、同一食品の検査を強化し（**表3**）、残留農薬及び残留動物用医薬品で同一国の食品について複



保税倉庫での検体採取

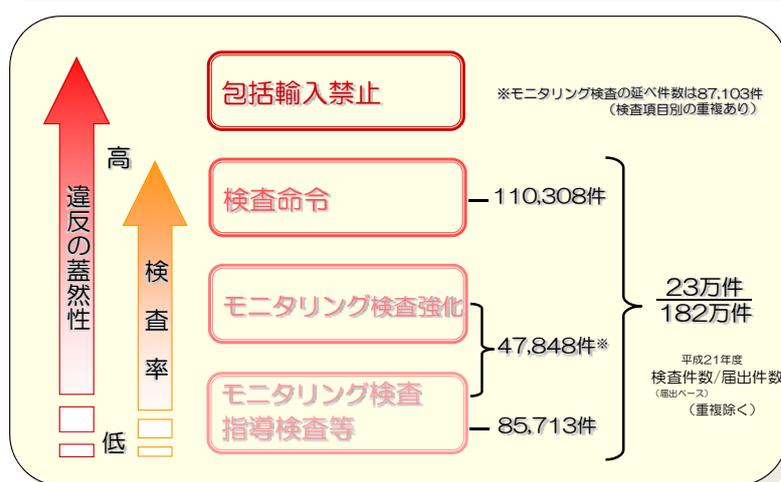
数回の法違反が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる食品等については、輸入の都度検査を実施する検査命令（表4）の対象としたほか、アフラトキシンやリステリア菌が検出された食品は直ちに検査命令（表5）の対象として検査強化を図った。

### (3) 法第26条に基づく検査命令

食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等については、対象国・地域、対象食品等及び検査の項目等を定め、法第26条の規定に基づく検査命令を実施した。

平成22年3月31日現在で、全輸出国対象の16品目及び38カ国・1地域対象の205品目を検査命令の対象としており、平成21年度の検査命令の実績（表6）をみると、110,308件（延べ201,908件）を実施し、このうち389件（延べ394件）を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

### 輸入時の検査体制の概要



### (4) 違反状況（※違反件数については延べ数）

モニタリング検査 47,848 件（延べ 87,103 件）、検査命令 110,308 件（延べ 201,908 件）を含め、違反事例を条文別（表7）にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第11条違反の849件（51.7%：違反件数（1,641件）に対する割合）が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第6条違反の507件（30.9%）、器具又は容器包装の規格に係る法第18条違反の160件（9.8%）、指定外添加物の使用に係る法第10条違反の73件（4.4%）、おもちゃの規格に係る法第62条（準用規定）違反の48件（2.9%）と続いている。

昨年度の監視結果と比較して、法第6条、法第18条及び法第62条（準用規定）の違反が増加している。法第6条違反については事故米問題に伴う事故報告提出の指導強化により事故の報告が徹底されたこと、法第18条及び法第62条（準用

規定)については検査目的と思われる輸入届出が増加したこと、おもちゃについては、新たに規制対象となる範囲が拡大したことが要因と考えられる。

検査内容別の違反事例をみると、腐敗、変敗、カビの発生に係る違反事例(表 8-①)が 325 件(19.8%：違反件数(1,641 件)に対する割合)が最も多く、次いで残留農薬に係る違反事例(表 8-②)が 309 件(18.8%)、冷凍食品等の微生物規格に係る違反事例(表 8-③) 273 件(16.6%)、指定外添加物の使用や使用基準違反等の添加物に係る違反事例(表 8-④) 188 件(11.5%)、器具、容器包装規格に係る違反事例(表 8-⑤) 160 件(9.8%)、有害・有毒物質に係る違反事例(表 8-⑥) 146 件(8.9%)、残留動物用医薬品に係る違反事例(表 8-⑦) 105 件(6.4%)、おもちゃ規格に係る違反事例(表 8-⑧) 48 件(2.9%)の順となっている。

腐敗、変敗、カビの発生に係る違反事例(表 8-①)を国別にみると、ガーナが 112 件(34.5%：腐敗、変敗、カビの発生に係る違反件数(325 件)に対する割合)、次いで米国 53 件(16.3%)、コロンビア 39 件(12.0%)、カナダ 28 件(8.6%)と続いている。これらの品目別の主な違反事例をみると、ガーナではカカオ豆、米国では小麦、コロンビアではコーヒー豆、カナダでは小麦、菜種などが上位をしめている。

残留農薬に係る違反事例(表 8-②)を国別にみると、ガーナが 78 件(25.2%：残留農薬に係る違反件数(309 件)に対する割合)、次いで中国 58 件(18.8%)、米国 23 件(7.4%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、ガーナでは、カカオ豆のエンドスルファン、フェンバレレート及びイミダクロプリド、中国では、ねぎのアルジカルブスルホキシド、米国では、ピスタチオナッツのアセタミプリドなどが上位を占めている。

微生物規格に係る違反事例(表 8-③)を国別にみると、中国が 71 件(26.0%：微生物規格に係る違反件数(273 件)に対する割合)、次いでタイ 69 件(25.3%)、ベトナム 28 件(10.3%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、いずれの国も冷凍食品の微生物規格(細菌数、大腸菌群、E. coli(大腸菌))が上位を占めている。

添加物に係る違反事例(表 8-④)を国別にみると、中国が 36 件(19.1%：添加物に係る違反件数(188 件)に対する割合)、次いでフランス 17 件(9.0%)、米国 14 件(7.4%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、水煮野菜での二酸化硫黄の残存基準超過、フランスでは、チョコレート類への指定外着色料の使用、米国では、シロップへの安息香酸使用などが上位を占めている。

器具、容器包装に係る違反事例(表 8-⑤)を国別にみると、中国が 100 件(62.5%：器具、容器包装に係る違反件数(160 件)に対する割合)、次いで米国 10 件(6.3%)、イタリア、フランス 7 件(4.4%)と続いている。これらの材質別の主な違反事例をみると、合成樹脂製が 85 件と最も多くなっている。

有害・有毒物質に係る違反事例(表 8-⑥)を国別にみると、米国が 73 件

(50.0%：有害・有毒物質に係る違反件数(146件)に対する割合)、次いで中国17件(11.6%)、インド12件(8.2%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、とうもろこしのアフラトキシンの付着、中国では、落花生のアフラトキシンの付着、インドでは、ケツメイシのアフラトキシンの付着などが上位を占めている。

**残留動物用医薬品に係る違反事例(表8-⑦)**を国別にみると、中国が70件(66.7%：残留動物用医薬品に係る違反件数(105件)に対する割合)、次いでベトナム26件(24.8%)、台湾4件(3.8%)と続いている。これらの品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、中国では、豚肉製品のクレンプテロール、ベトナムでは、えびのクロラムフェニコール及びフラゾリドン(AOZとして)、台湾では、うなぎのフラゾリドン(AOZとして)及びフラルタドン(AMOZとして)などが上位を占めている。

**おもちゃに係る違反事例(表8-⑧)**を国別にみると、中国が42件(87.5%：おもちゃに係る違反件数(48件)に対する割合)で、その他6カ国が各1件(各2.0%)ずつと続いている。これらの材質別の主な違反事例をみると、組み合わせ材質が28件と最も多くなっている。

## (5) 海外からの食品衛生問題発生情報等に基づく緊急対応

国立医薬品食品衛生研究所や内閣府食品安全委員会において収集している海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、平成21年度においては、フランス産ナチュラルチーズの腸管出血性大腸菌O103汚染、カナダ産亜麻の未承認遺伝子組換え混入、オーストラリア産セミドライトマトのA型肝炎ウイルス汚染などの問題について、輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査(表9)を行い、輸入実績が確認された場合には、回収等の措置を指示した。

また、平成20年1月に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受け、加工食品の残留農薬検査について、平成21年度中に計7,123検体を実施した結果、違反事例は認められなかった。

## (6) 輸出国における衛生対策の推進

平成21年度においては、輸出国における衛生対策の推進として、検査命令やモニタリング検査強化対象となった食品について、輸出国政府に対し、当該食品の違反情報を提供するとともに、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請した。

このうち、残留農薬や牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、当該輸出国の衛生対策の現地調査を行った(表10)。



食肉加工施設の調査

オーストラリア産食肉、タイ産果実及び鶏肉、ベトナム産水産食品については、輸出国の衛生管理体制の確認のため、現地調査を実施した。

カナダ産牛肉については、平成 21 年 8 月 18 日から 27 日にかけて、対日輸出認定 2 施設について現地調査を行い、対日輸出プログラム遵守の検証を実施した。

米国産牛肉については、平成 21 年 11 月 11 日から 22 日にかけて、対日輸出認定 9 施設について現地調査を行い、同じく対日輸出プログラム遵守の検証を実施した。

また、輸出国政府が主催する衛生管理研修等を通じ、米国における遺伝子組換え作物及び食肉の衛生管理体制の確認のため専門家を派遣した。

さらに、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する技術協力プロジェクトに専門家を派遣した。

## **(7) 輸出国事前調査における衛生対策の推進**

平成 21 年度より、新たな取組として、問題発生の未然防止の観点から、輸出国段階の衛生対策に関する計画的な情報収集及び必要に応じて現地調査を米国、カナダ及び中国について実施し、輸出国政府の取組、生産者及び製造者の取組状況について確認を行った（**表 11**）。

### **①米国**

農産食品の残留農薬管理について制度調査を実施し、対日輸出食品の残留農薬に係る衛生管理については、米国政府、州政府及び関係事業者間で我が国の規制値・違反情報等について情報共有が図られている。これらの情報を活用する事により対日輸出農産物の安全管理を行っている。

### **②カナダ**

遺伝子組換え食品の制度調査を実施し、対日輸出食品については、カナダ政府が、我が国の安全性未審査の遺伝子組換え食品情報を収集し、これらの食品が輸出されないよう、種子管理プログラム、組換え作物の栽培に係る拡散防止措置などが実施されている。

### **③中国**

対日輸出食品については、中国政府が原料生産から加工製造工程までの監督管理を行い、輸出前検査についても実施している。さらに、対日輸出原料の生産業者、製造・加工業者は、中国政府への登録が必要であり、未登録業者からの輸出は許可していない。

## **(8) 法第 8 条及び第 17 条に基づく包括的輸入禁止規定**

厚生労働大臣が特定の国等の特定の食品について検査を要せずに包括的に輸入・販売を禁止出来る仕組みとして包括的輸入禁止措置を食品衛生法第 8 条及び 17 条に基づき定めている。これについては、「食品衛生法第 8 条第 1 項及び第 17 条第 1 項等に基づく特定食品等の販売、輸入等禁止処分の取扱い指針(ガイドライン)」(平成 14 年 9 月 6 日付け食発第 0906001 号別添)により、直近 60 件の

検査命令による違反率が一時的に 5%を超えた品目について、包括的輸入禁止措置発動前に輸出国に対し衛生管理状況を確認するとともに、改善対策を要請することとしているが、平成 21 年度においては、要請及び当該措置の発動対象となる輸入食品等はなかった。

## (9) 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導

計画を踏まえ、輸入者に対し、食品等を輸入しようとする場合、生産者・製造者等から必要な資料を入手するなどにより、事前にその安全性を確認するとともに、我が国に初めて輸入しようとするものや同種の食品で違反事例のあるもの等については、事前に各検疫所に相談するよう検疫所が実施する説明会等により指導を行った。

また、輸入者に対する食品衛生に関する知識の向上を目的として、関係団体等が開催する講習会及び研修会へ厚生労働省本省及び検疫所の担当官を派遣した結果、輸入者はおおむね内容を理解し、効果的な結果であることが確認できた。

さらに、食品への有害・有毒物質の混入事案を踏まえ、輸出国における衛生対策に関する情報収集を推進し、問題発生 of 未然防止に努めること、特に、加工食品にあっては、平成 20 年 6 月に通知した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、輸入者に対して輸出国での原材料、製造・加工、保管及び輸送の各段階において、改めて必要な確認を行うよう周知した。当該ガイドラインは、関係団体等による取組状況調査の結果、輸入者が実施する衛生管理において有効的に活用されていることが確認できた。

平成 21 年度の検疫所の輸入食品相談指導室における輸入前指導（いわゆる輸入相談）実績（表 12）をみると、品目別に 34,245 件の輸入相談を実施し、このうち事前に法に適合しないことが判明した事例は 310 件（延べ 417 件）であった。

法に適合しない事例を条文別（表 13）にみると、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の延べ 200 件（48.0%：違反件数（417 件）に対する割合）が最も多く、次いで指定外添加物の使用に係る法第 10 条違反の延べ 194 件（46.5%）と続いている。

また、国別にみると（表 14）、米国が延べ 102 件（24.5%：違反件数（417 件）に対する割合）と最も多く、次いでインドネシア延べ 53 件（12.7%）、イタリア延べ 33 件（7.9%）と続いている。品目別、違反内容別の主な違反事例をみると、米国では、清涼飲料水への指定外添加物の使用、インドネシアでは、即席麺への指定外添加物の使用、イタリアでは、菓子への指定外添加物の使用などの違反事例が上位を占めている。

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できた



検疫所による説明会

ものについても、必要に応じて、サンプル品の輸入等により、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。

#### **(10) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携**

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報を厚生労働省ホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因、廃棄等の措置状況等についても、判明次第公表した。

さらに、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において違反が発見された輸入食品等（**表 15**）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 21 年度)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 <sup>※1</sup> (件)	割合 <sup>※2</sup> (%)	違反件数 (件)	割合 <sup>※2</sup> (%)
1,821,269	30,605	231,638 (110,308) <sup>※3</sup>	12.7	1,559 (394) <sup>※3</sup>	0.1 (0.4) <sup>※3</sup>
(前年度実績) 1,759,123	31,551	193,917	11.0	1,150	0.1

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値

表2 モニタリング検査実施状況(平成21年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,153	2,237	0
	残留農薬	1,884	2,160	0
	添加物	-	1	0
	成分規格	716	760	0
	SRM除去	-	3,537	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	2,685	2,548	2
	残留農薬	1,067	1,275	0
	添加物	1,277	1,626	0
	成分規格	2,058	2,123	5
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	2,297	2,444	4
	残留農薬	2,087	2,380	0
	添加物	267	296	0
	成分規格	596	897	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗生物質等	4,331	4,444	4
	残留農薬	2,231	3,254	0
	添加物	1,872	2,492	0
	成分規格	3,642	4,139	28
	放射線	-	5	2
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	705	947	0
	残留農薬	14,496	15,434	71
	添加物	836	873	0
	成分規格	1,003	956	0
	カビ毒	2,929	3,273	3
	遺伝子組換え食品	685	1,005	1
	放射線	-	26	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗生物質等	119	175	0
	残留農薬	9,140	8,712	19
	添加物	4,314	4,869	2
	成分規格	2,628	2,749	17
	カビ毒	1,819	1,728	4
	遺伝子組換え食品	333	148	2
	放射線	601	239	4
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗生物質等	-	9	1
	残留農薬	177	393	0
	添加物	2,837	2,925	1
	成分規格	717	646	2
	カビ毒	717	741	0
	遺伝子組換え食品	-	1	0
	放射線	-	1	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	418	462	0
	添加物	836	1,034	0
	成分規格	1,016	915	1
	カビ毒	119	98	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,810	2,126	3
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として5,000件を計上		83,418	87,103 実施率約104%	176

※1: 検査項目の例

- ・抗生物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、飼料添加物等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)、割り箸の防ばい剤等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品等

※2: 抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したものの

表3 平成21年度にモニタリング検査を強化<sup>※1</sup>した品目<sup>※2</sup>

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	はちみつ	クロラムフェニコール
	シソ	ヘキサフルムロン、イソプロカルブ
	ライチ(レイシ)	メタミドホス、4-クロルフェノキシ酢酸
	えだまめ	プロファム
	小粒落花生	ダミノジッド
	わさび	ホキシム
	ばれいしょ	アルジカルブスルホキシド
	ほうれんそう	クロルフェナピル
	アスパラガス	イソカルボホス、アトラジン、アラクロール
	養殖えび	エンロフロキサシン
	チュウゴクモクズガニ	マラカイトグリーン
	しいたけ	クロルピリホス
	生食用ウニ	腸炎ビブリオ <sup>※3</sup>
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ <sup>※3</sup>
タイ	マンゴー	ピリミホスメチル、ピラクロストロビン
	カミメボウキ	クロルピリホス
	ツルムラサキ	エチプロール
	アスパラガス	ジウロン
	ほうれんそう	クロルフェナピル
	ミズオジギソウ	トリアゾホス
	オオバコエンドロ	シペルメトリン
	韓国	青とうがらし
赤とうがらし		ヘキサコナゾール
うるち米		ヘキサコナゾール
なつめ		テブコナゾール、ピラクロストロビン
だいこんの葉		ジメトモルフ
ヒユナ		ヘキサコナゾール
生食用アカガイ		腸炎ビブリオ <sup>※3</sup>
生食用ウニ		腸炎ビブリオ <sup>※3</sup>
生食用タイラギガイ		腸炎ビブリオ <sup>※4</sup>
ベトナム	えだまめ	ルフェヌロン
	未成熟えんどう	アセフェート、プロピコナゾール
	シソ	プロフェノホス
	バサ(ナマズの種類)	トリフルラリン
インド	発酵茶	ヘキサコナゾール
	ごまの種子	パラチオンメチル
	クミンの種子	イプロベンホス
	とうがらし	ジフェノコナゾール
ガーナ	カカオ豆	イミダクロプリド、フェニトロチオン、ペルメトリン
米国	ブロッコリー	フロニカミド
	ラズベリー	ビフェナゼート
	ピスタチオナッツ	アセタミプリド
インドネシア	えだまめ	クロルフェナピル
	未成熟えんどう	プロフェノホス

対象国・地域	対象食品	検査項目
カナダ	養殖さけ・ます	クリスタルバイオレット
	大豆	チアメトキサム
フィリピン	マンゴー	テブコナゾール、フルシラゾール
	生食用ウニ	腸炎ビブリオ <sup>※3</sup>
イタリア	セロリ	ジフェノコナゾール
イラン	クミン	プロフェノホス
オーストラリア	ルタバガ(カブの一種)	フルアジホップ
スリランカ	とうがらし	トリアゾホス
台湾	バナナ	ジノテフラン
ドミニカ	マンゴー	シプロコナゾール
ニュージーランド	ビートルート(カイエンサイ)	ジフェノコナゾール
パラグアイ	ごまの種子	カルバリル
フランス	かぶ類の根	ジフェノコナゾール
ポーランド	レッドカラント	フルシラゾール
香港	トコブシ	ニトロフラン類
ホンジュラス	ごまの種子	トリアゾホス
ミャンマー	ごまの種子	カルバリル
メキシコ	アボガド	アセフェート
ロシア	はちみつ	クロラムフェニコール
インド、インドネシア及び ミャンマー以外	ターメリック	アフラトキシン
全輸出国	ナツメグを含むミックススパイス	アフラトキシン
	ひまわりの種子	アフラトキシン

※1 平成 21 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。ただし、検査強化後 60 件もしくは1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表 4 に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 21 年 6 月～10 月)

※4 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 21 年 6 月～10 月)

表 4 平成 21 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	豚肉	クレンブテロール
	ねぎ	アルジカルブスルホキシド
	ライチ(レイシ)	イマザリル
	チュウゴクモクズガニ	フラゾリドン(AOZ として)
	養殖えび	フラゾリドン(AOZ として)
インド	紅茶(製造者限定)	ヘキサコナゾール
	クミンの種子	プロフェノホス
インドネシア	コーヒー豆	カルバリル
ベルギー	リーキ	ジフェノコナゾール
ミャンマー	ごまの種子	イミダクロプリド
タイ	コブミカンの葉	プロフェノホス

表 5 平成 21 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
韓国	パプリカ	フロニカミド※
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O103
オーストラリア	綿実	アフラトキシン
ミャンマー	ターメリック	アフラトキシン
インドネシア	生食用切り身まぐろ(製造者限定)	サルモネラ属菌
イタリア	ナチュラルチーズ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O26
カナダ	亜麻	安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)※
中国	ハスの種子	アフラトキシン

※ 同一時に複数違反が確定したことから検査命令に移行

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 21 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (16 品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	9,780	67
	筋子	亜硝酸根	632	4
	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	352	2
	フグ	魚種鑑別	1	0
中国 (47 品目)	鶏肉、豚肉、えび、うなぎ、はちみつ等	ニトロフラン類、クレンブテロール、テトラサイクリン系抗生物質、マラカイトグリーン等	62,379	60
	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、どじょう等)	フェンプロパトリン、テブフェノジド、メタミドホス、ピリメタニル等	36,341	28
	乳及び乳製品並びにこれらを原料とする加工食品	メラミン	9,590	3
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	6,752	2
	うなぎ加工品	一般生菌数、大腸菌群	1,013	2
	全ての加工食品	サイクラミン酸	1,090	1
タイ (27 品目)	野菜、果実 (グリーンアスパラガス、おくら、マンゴー、バナナ等)	EPN、クロルピリホス、シペルメトリン等	1,934	4
	養殖えび	オキシソリニック酸	3,112	0
	バジルシード	アフラトキシン	2	0
韓国 (20 品目)	あげまきがい、しじみ、豚肉等	エンドスルファン、スルファジミジン等	158	4
	野菜 (ミニトマト、とうがらし、パプリカ、エゴマ等)	フルキンコナゾール、エトプロホス、クロルピリホス、ピフェントリン等	428	2
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	591	0
	生食用アカガイ、タイラギガイ	腸炎ビブリオ	2	0
台湾 (15 品目)	野菜、果実、茶 (ウーロン茶、ニラ、マンゴー等)	ブロモプロピレート、クロルピリホス、シフルトリン等	536	4
	うなぎ、ローヤルゼリー、スッポン	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	5,595	4
	加工食品等	サイクラミン酸、一酸化炭素	42	0
米国 (13 品目)	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,782	50
	野菜、穀類(パセリ、セロリ等)	クロルピリホス、ボスカリド等	526	1
ベトナム (8 品目)	えび、いか、うなぎ	クロラムフェニコール、ニトロフラン類等	28,030	26
	ほうれんそう	インドキサカルブ	112	2
	ごまの種子等	アフラトキシン	28	0
	水産食品	赤痢菌	10	0
	加工食品等	サイクラミン酸	83	0
その他(33 国、総 75 品目)			30,007	128
合 計			201,908	394

表 7 条文別違反事例(平成 21年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	507	30.9	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の 制限)	4	0.2	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等 の制限)	73	4.4	メラミン、サイクラミン酸、アゾルビン、TBHQ、キノリンイエロー、パテントブルーV、アシッドブルー3、ヨウ素化塩、塩化メチレン、一酸化炭素等の指定外添加物を使用したもの
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	849	51.7	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格)	160	9.8	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等について の準用規定)	48	2.9	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合 計	1,641(延数) <sup>※1</sup> 1,559(実数) <sup>※2</sup>		

※1 検査項目別の延べ件数

※2 検査対象となった届出の件数

表 8-① 腐敗、変敗、カビの発生の国別、品目別違反件数(平成 21 年度)

生産国(件数※)	品目分類	件数※
ガーナ(112)	カカオ豆	112
米国(53)	小麦	25
	米	10
	大豆	7
	とうもろこし	5
	落花生	3
	菜種	1
	ブロッコリー	1
	すじこ	1
コロンビア(39)	コーヒー豆	39
カナダ(28)	小麦	14
	菜種	13
	大豆	1
タイ(21)	米	21
ブラジル(19)	コーヒー豆	11
	大豆	8
インドネシア(15)	コーヒー豆	15
ベトナム(11)	コーヒー豆	11
グアテマラ(8)	コーヒー豆	8
中国(4)	米	3
	そば	1
エチオピア(3)	コーヒー豆	3
ホンデュラス(3)	コーヒー豆	3
オーストラリア(2)	小麦	2
カメルーン(2)	カカオ豆	2
インド(1)	茶の代用品	1
コスタ・リカ(1)	コーヒー豆	1
タンザニア(1)	コーヒー豆	1
ドミニカ(1)	コーヒー豆	1
メキシコ(1)	コーヒー豆	1
総計		325

※件数は、違反件数

表 8-② 残留農薬の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 21 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		新・従来基準	一律基準	
ガーナ	カカオ豆	エンドスルファン(ベンゾエピン)(18)、イミダクロプリド(14)、ペルメトリン(13)、ピリミホスメチル(12)、クロルピリホス	フェンバレート(17)、フェニトロチオン(MEP)(2)、チアメトキサム、	78
中国	ごまの種子	ジコホール(3)		58
	しそ(大葉を含む)		イソプロカルブ(MIPC)	
	しょうが		BHC(2)	
	どじょう	エンドスルファン(ベンゾエピン)(2)		
	ねぎ		アルジカルブスルホキシド(18)、テブフェノジド	
	まつたけ	クロルピリホス(2)		
	ライチ(レイシ)	イマザリル(3)、4-クロルフェノキシ酢酸		
	わさび	ホキシム(3)		
	アスパラガス	アトラジン、アラクロール		
	えだまめ		フェンプロパトリン	
	にんじん		アセフェート	
	にんにくの茎		ピリメタニル	
	ピーマン		ジフェノコナゾール(5)	
	ほうれんそう	クロルピリホス		
	わけぎ		ピリメタニル(2)	
	混合野菜(しいたけのみ)		ビフェントリン	
	混合野菜(未成熟いんげんのみ)		フェンプロパトリン	
	野菜調整品(パプリカ)	ジフェノコナゾール		
	未成熟いんげん		フェンプロパトリン	
	乾燥きくらげ	クロルピリホス		
大粒落花生		アセトクロル(2)		
茶の代用品(柿の葉)	カルベンダジム等 A 総和			
半発酵茶	トリアゾホス			
不発酵茶	トリアゾホス			
米国	セロリ	ボスカリド(2)		23
	ピスタチオナッツ		アセタミプリド(19)	
	ラズベリー		ビフェナゼート	
	とうがらし	トリアゾホス		
インド	ごまの種子		パラチオンメチル	21
	発酵茶	ヘキサコナゾール		
	クミン	プロフェノホス(9)	IBP(イプロベンホス)	
	とうがらし	トリアゾホス(8)	ジフェノコナゾール	
韓国	あげまきがい	エンドスルファン(ベンゾエピン)(2)		18
	しじみ	エンドスルファン(ベンゾエピン)(2)		
	その他のうるち米	ヘキサコナゾール		
	その他の果実(なつめ)	テトラコナゾール	ピラクロストロビン	
	その他の野菜(ヒユナ)	ヘキサコナゾール		
	だいこん類の葉		ジメトモルフ	
	パプリカ	フロニカミド(2)		
	ミニトマト		フルキンコナゾール(2)	
	青とうがらし	フロニカミド	ジフェノコナゾール(2)	
とうがらし	ヘキサコナゾール(2)			

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		新・従来基準	一律基準	
エクアドル	カカオ豆		2,4-D(18)	18
タイ	オオパコエンドロ	シベルメトリン		14
	カミメボウキ	クロルピリホス		
	グリーンアスパラガス	ジウロン(DCMU)		
	コブミカンの葉	プロフェノホス(2)		
	ツユムラサキ		エチプロール	
	ニオイタコノキ	クロルピリホス(3)		
	マンゴー	ピラクロストロビン		
	ミズオジギソウ	トリアゾホス		
	レモングラス		EPN(2)	
ほうれんそう		クロルフェナピル		
カナダ	大豆	チアメトキサム		10
	インゲン豆	グリホサート(9)		
インドネシア	コーヒー豆		カルバリル(NAC)(2)	10
	未成熟さやえんどう	プロフェノホス		
	えだまめ	クロルフェナピル(7)		
ブラジル	コーヒー豆		ピラクロストロビン(6)	7
	小麦の粉		メタミドホス	
エチオピア	コーヒー豆	γ-BHC(リンデン)(5)		5
台湾	にんじん	メタミドホス(2)	アセフェート(2)	5
	バナナ		ジノテフラン	
ベルギー	西洋ねぎ(リーキ)		ジフェノコナゾール(4)	4
ミャンマー	ごまの種子		イミダクロプリド(3)、カルバ リル(NAC)	4
スーダン	ごまの種子		カルバリル(NAC)(4)	4
ベネズエラ	カカオ豆		2,4-D(4)	4
フランス	レッドカラント		フルシラゾール	3
	ブラックカラント		フルシラゾール(2)	
ペルー	キノア	メタミドホス(3)		3
ベトナム	スナップエンドウ	アセフェート		3
	乾燥野菜(しそ)	プロフェノホス		
	ほうれんそう		インドキサカルブ	
パラグアイ	ごまの種子		イミダクロプリド(2)、カルバ リル(NAC)	3
オーストラリア	かぶ類の根		フルアジホップ(2)	2
ハンガリー	ごまの種子	トリアゾホス(2)		2
イタリア	セロリ		ジフェノコナゾール	2
	葉たまねぎ	クロルピリホス		
ドミニカ	マンゴー		シプロコナゾール	1
スペイン	ヘーゼルナッツ		MCPA(MCP)	1
香港	乾燥きくらげ	クロルピリホス		1
イラン	クミン	プロフェノホス		1
スリランカ	とうがらし	トリアゾホス		1
メキシコ	アボガド		アセフェート	1
ニュージーランド	その他の野菜(ビート)		ジフェノコナゾール	1
フィリピン	マンゴー		フルシラゾール	1
総計				309

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8—③ 微生物規格の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 21 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数*
中国	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発生し得る微生物	71
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群(5)、E.coli(4)	
	食肉製品	E.coli	
	冷凍食品(その他)	一般生菌数(4)、大腸菌群(2)、E.coli	
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数(4)、大腸菌群(2)	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	一般生菌数(3)、大腸菌群(3)	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	
	冷凍食品(いか)	E.coli(2)、一般生菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(えび)	大腸菌群(2)、一般生菌数	
	冷凍食品(畜産)	大腸菌群(2)、E.coli	
	ゆでがに	大腸菌群	
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ	
	粉末清涼飲料	一般生菌数	
	冷蔵うに	腸炎ビブリオ最確数(MPN)	
タイ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(13)、一般生菌数(7)、E.coli	69
	冷凍食品(えび)	一般生菌数(11)、大腸菌群(4)、E.coli	
	冷凍食品(その他)	一般生菌数(9)、大腸菌群、E.coli	
	冷凍食品(いか)	一般生菌数(4)、大腸菌群(2)、E.coli	
	冷凍食品(畜産)	大腸菌群(2)、E.coli	
	食肉製品	E.coli	
	冷凍食品(果実)	大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	一般生菌数、大腸菌群	
	清涼飲料水	大腸菌群	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発育し得る微生物	
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数	
	ゆでがに	大腸菌群	
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	
ベトナム	冷凍食品(いか)	大腸菌群(4)、一般生菌数(3)、E.coli	28
	冷凍食品(えび)	一般生菌数(4)、大腸菌群(2)、E.coli(2)	
	冷凍食品(果実)	一般生菌数(2)、大腸菌群	
	冷凍食品(その他)	E.coli	
	冷凍食品(野菜)	E.coli	
	ゆでだこ	一般生菌数	
	冷凍食品(貝類)	一般生菌数	
	冷凍食品(魚類)	一般生菌数	
	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	
	魚肉ねり製品	大腸菌群	
イタリア	冷凍食品(その他)	一般生菌数(5)、大腸菌群(4)	20
	冷凍食品(野菜)	E.coli(3)、一般生菌数(2)	
	食肉製品	黄色ブドウ球菌(4)、大腸菌群	
	バター	大腸菌群	
インドネシア	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(4)、大腸菌群(2)	12
	冷凍食品(果実)	一般生菌数、大腸菌群	
	ゆでだこ	一般生菌数、大腸菌群	
	冷凍食品(えび)	一般生菌数	
	冷凍食品(その他)	E.coli	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
フィリピン	冷凍うに	一般生菌数(3)、大腸菌群(2)	12
	冷凍食品(果実)	一般生菌数、大腸菌群	
	清涼飲料水	大腸菌群	
	添加物	E.coli	
	冷凍食品(いか)	一般生菌数	
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	
	冷凍食品(水産動物類)	一般生菌数	
台湾	冷凍食品(魚類)	一般生菌数(2)、大腸菌群	9
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群、E.coli	
	ラクトアイス	大腸菌群	
	清涼飲料水	大腸菌群	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	発生し得る微生物	
	冷凍食品(その他)	一般生菌数	
韓国	冷凍食品(貝類)	腸炎ビブリオ最確数(MPN)(2)、一般生菌数	8
	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	
	粉末清涼飲料	一般生菌数	
	冷蔵うに	腸炎ビブリオ最確数(MPN)	
フランス	冷凍食品(その他)	大腸菌群(5)、一般生菌数	7
	冷凍食品(野菜)	一般生菌数	
米国	冷凍食品(その他)	大腸菌群(2)、一般生菌数	6
	粉末清涼飲料	一般生菌数、大腸菌群	
	食肉製品	E.coli	
ベルギー	アイスクリーム	大腸菌群(2)、一般生菌数	6
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群、E.coli	
	氷菓	一般生菌数	
チリ	冷凍食品(魚類)	大腸菌群(2)、一般生菌数	4
	冷凍食品(貝類)	大腸菌群	
ブラジル	食肉製品	E.coli	3
	清涼飲料水	大腸菌群	
マレーシア	ゆでだこ	一般生菌数	2
	冷凍食品(その他)	大腸菌群	
カナダ	冷凍食品(水産動物類)	大腸菌群	2
	冷凍食品(野菜)	大腸菌群	
ガーナ	冷凍食品(果実)	一般生菌数、E.coli	2
メキシコ	冷凍食品(果実)	大腸菌群	2
ノルウェー	冷凍食品(魚類)	大腸菌群	2
オーストラリア	かき	E.coli 最確数(MPN)	1
スペイン	冷凍食品(その他)	一般生菌数	1
香港	冷凍食品(水産動物類)	一般生菌数	1
インド	冷凍食品(その他)	E.coli	1
オランダ	クリーム	大腸菌群	1
ペルー	冷凍食品(果実)	大腸菌群	1
パキスタン	冷凍食品(その他)	一般生菌数	1
シンガポール	冷凍食品(その他)	一般生菌数	1
総計			273

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-④ 添加物の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 21 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
中国	農産加工品(豆腐加工品等)	ポリソルベート(2)、安息香酸(2)、TBHQ、サイクラミン酸、メラミン	36
	水煮野菜	二酸化硫黄(3)	
	調味乾製品(いか)	サイクラミン酸(2)、デヒドロ酢酸	
	調味料	ソルビン酸(2)、サイクラミン酸	
	健康食品	TBHQ、塩化コリン、二酸化硫黄	
	冷凍食品(水産食品)	サイクラミン酸、一酸化炭素	
	冷凍食品(その他の加工品)	メラミン(2)	
	冷凍かに	二酸化硫黄(2)	
	乾燥農産物(野菜・キノコ)	二酸化硫黄(2)	
	梅干し	サイクラミン酸、スクラロース	
	ゼラチン	サイクラミン酸、二酸化硫黄	
	茶の代用品	オレンジⅡ、二酸化硫黄	
	つくだに	ソルビン酸	
	清涼飲料水	安息香酸	
植物性油脂	TBHQ		
フランス	チョコレート類	キノリンイエロー(6)、パテントブルーⅤ(4)、アゾルビン	17
	ベーカリー製品	アゾルビン(3)	
	果汁入り炭酸飲料	ソルビン酸カリウム	
	砂糖	アゾルビン	
	リキュール類	アゾルビン	
米国	シロップ	安息香酸(3)	14
	すじこ	亜硝酸根(2)	
	リキュール類	BHT、BHA	
	乾燥果実	二酸化硫黄、ソルビン酸	
	原料用果汁	安息香酸	
	冷凍食品	プロピオン酸	
	調味料	エチレンジアミン四酢酸カルシウムナトリウム	
	コーヒー豆	プロピレングリコール	
鳥獣肉類調整品	TBHQ		
タイ	ソース	安息香酸(3)、ソルビン酸	14
	シロップ漬け果実	二酸化硫黄(2)	
	タピオカデンプン	二酸化硫黄(2)	
	冷凍食品(めん)	食用黄色 4 号、食用黄色 5 号	
	チョコレート類	二酸化硫黄	
	冷凍まぐろ	一酸化炭素(0 日目)	
	乾燥パパイヤ	オレンジⅡ	
	いったピーナッツ	サッカリンナトリウム	
スペイン	漬け物(オリーブ)	グルコン酸第一鉄(9)	12
	乾燥あんず	二酸化硫黄	
	調味料	アゾルビン	
	チョコレート類	アシッドブルー3	
ベトナム	調味乾製品(水産食品)	二酸化硫黄(3)、ソルビン酸(2)	11
	コーヒー豆	サイクラミン酸(2)	
	乾めん(ビーフン)	二酸化硫黄	
	糖類	二酸化硫黄	
	冷凍食品	二酸化硫黄	
	野菜の調整品	TBHQ	
イタリア	冷凍食品(めん類)	食用赤色 102 号(4)	11
	チョコレート類	アゾルビン(2)	
	調味料	二酸化硫黄(2)	
	果実酢	ソルビン酸	
	果実ピューレ及びペースト	アゾルビン	
	キャンディー	オレンジⅡ	

生産国	品目分類	違反内容	件数※
オーストラリア	水産加工品	二酸化硫黄(3)	6
	チョコレート類	TBHQ	
	調味料	安息香酸	
	食肉製品(ベーコン)	亜硝酸根	
フィリピン	果実加工品	二酸化硫黄(2)	6
	スナック菓子	TBHQ	
	マーガリン	TBHQ	
	魚醤	安息香酸	
	魚類調味品(いわし)	ソルビン酸	
デンマーク	ビスケット類	アゾルビン(4)	6
	すじこ	亜硝酸根(2)	
ドイツ	果汁入り炭酸飲料	二炭酸ジメチル(2)	5
	ケーキ類ミックス	ヨウ素化塩(2)	
	ワイン	二酸化硫黄	
ペルー	調味料	二酸化硫黄、安息香酸	5
	漬け物(オリーブ)	安息香酸	
	雑穀類の粉	アゾルビン	
	乳飲料	ポリソルベート	
インドネシア	スナック菓子	TBHQ(3)、二酸化硫黄(2)	5
チリ	水煮(巻貝類)	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム(2)、二酸化硫黄(2)	4
韓国	キムチ	ソルビン酸(3)	4
	その他の植物性タンパク	二酸化硫黄	
台湾	酒	サイクラミン酸	3
	穀物酢	サイクラミン酸	
	農産加工品	ソルビン酸	
オランダ	チョコレート	キノリンイエロー、アゾルビン、アシッドブルー3	3
マレーシア	チョコレート類	ソルビン酸(3)、イソプロパノール(3)	6
カナダ	菓子類	ソルビン酸(3)、没食子酸プロピル	4
ブラジル	菓子類	TBHQ(3)	3
インド	乾燥しょうが	二酸化硫黄(2)	3
	果実の調整品	TBHQ	
ベルギー	チョコレート類	アゾルビン、銅クロロフィル	2
トルコ	乾燥あんず	二酸化硫黄(2)	2
ニュージーランド	ジャム	グリーンS	1
イギリス	発酵茶	塩化メチレン	1
オーストリア	チョコレート	アゾルビン	1
シンガポール	植物由来の健康食品	酸化エチレン	1
サイプラス	ミックスフルーツジュース	トコフェロール酢酸エステル	1
カザフスタン	清涼飲料水(天然果汁)	アゾルビン	1
総計			188

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑤ 器具、容器包装の国別、材質別、違反件数(平成 21 年度)

生産国	材質分類	違反内容	件数 <sup>※</sup>
中国	合成樹脂	蒸発残留物(35),過マンガン酸カリウム消費量(7),鉛(5),カプロラクタム(4),着色料(3), カドミウム(1),フェノール(1),ホルムアルデヒド(1)	100
	組み合わせ	蒸発残留物(7),着色料(5),過マンガン酸カリウム消費量(4),カプロラクタム(3),鉛(3),フ タル酸ビス(2-エチルヘキシル)(1),カドミウム(1),亜鉛(1),重金属(Pbとして)(1)	
	陶磁器	鉛(10),カドミウム(3)	
	ゴム製	亜鉛(3),鉛(1)	
米国	合成樹脂	鉛(3),カプロラクタム(1)	10
	組み合わせ	過マンガン酸カリウム消費量(2),蒸発残留物(1)	
	ゴム製	亜鉛(3)	
イタリア	合成樹脂	カドミウム(2),蒸発残留物(2),カプロラクタム(1),過マンガン酸カリウム消費量(1)	7
	ゴム製	亜鉛(1)	
フランス	組み合わせ	カプロラクタム(1),カドミウム(1)	7
	陶磁器	鉛(1),カドミウム(1)	
	合成樹脂	鉛(1),カドミウム(1)	
	ガラス	鉛(1)	
韓国	合成樹脂	蒸発残留物(1),過マンガン酸カリウム消費量(1),アンチモン(1),鉛(1)	6
	組み合わせ	アンチモン(1)	
	ゴム製	亜鉛(1)	
台湾	合成樹脂	過マンガン酸カリウム消費量(2),蒸発残留物(1),カドミウム(1),鉛(1)	6
	組み合わせ	着色料(1)	
スロベニア	組み合わせ	カプロラクタム(1),蒸発残留物(1),過マンガン酸カリウム消費量(1)	3
タイ	合成樹脂	揮発性物質(2)	3
	ゴム製	亜鉛(1)	
ブルガリア	ガラス	鉛(2),カドミウム(1)	3
モロッコ	ガラス	鉛(1),カドミウム(1)	3
	陶磁器	鉛(1)	
イギリス	陶磁器	カドミウム(1)	2
	合成樹脂	カプロラクタム(1)	
スペイン	合成樹脂	蒸発残留物(1)	2
	ゴム製	亜鉛(1)	
ベトナム	組み合わせ	鉛(1)	2
	合成樹脂	カドミウム(1)	
マレーシア	ゴム製	亜鉛(2)	2
インドネシア	合成樹脂	鉛(1)	1
デンマーク	合成樹脂	蒸発残留物(1)	1
ニュージーランド	ゴム製	亜鉛(1)	1
メキシコ	ゴム製	亜鉛(1)	1
総計			160

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑥ 有害・有毒物質の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 21 年度)

生産国	品目分類	違反内容	件数※
米国	とうもろこし	アフラトキシン(49)	73
	アーモンド	アフラトキシン(6)	
	落花生	アフラトキシン(5)	
	ピスタチオナッツ	アフラトキシン(4)	
	乾燥いちじく	アフラトキシン(3)	
	ピーナッツバター	アフラトキシン(2)	
	ナツメグ	アフラトキシン	
	その他のナッツ類	アフラトキシン	
	亜麻仁油	シアン化合物	
	健康食品	シアン化合物	
中国	落花生	アフラトキシン(11)	17
	とうがらし	アフラトキシン(2)	
	アーモンド	アフラトキシン	
	乾燥ハスの実	アフラトキシン	
	あかがい	下痢性貝毒	
	冷凍食品(貝類)	下痢性貝毒	
インド	ケツメイシ	アフラトキシン(5)	12
	落花生	アフラトキシン(3)	
	ミックススパイス	アフラトキシン(2)	
	ナツメグ	アフラトキシン	
	とうがらし	アフラトキシン	
スリ・ランカ	とうがらし	アフラトキシン(5)	7
	カレー粉	アフラトキシン	
	ミックススパイス	アフラトキシン	
イタリア	菓子	シアン化合物(3)	4
	ピスタチオペースト	アフラトキシン	
タイ	ハトムギ	アフラトキシン(4)	4
南アフリカ	落花生	アフラトキシン(4)	4
ミャンマー	ターメリック	アフラトキシン(3)	3
パキスタン	とうがらし	アフラトキシン	3
	ミックススパイス	アフラトキシン	
	アーンズの種子	シアン化合物	
オーストラリア	綿実	アフラトキシン(2)	2
インドネシア	ナツメグ	アフラトキシン(2)	2
ナイジェリア	ごまの種子	アフラトキシン(2)	2
テュニジア	ミックススパイス	アフラトキシン(2)	2
台湾	ひまわりの種子	アフラトキシン	2
	杏仁粉	シアン化合物	
カナダ	亜麻	シアン化合物	1
スペイン	ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1
イギリス	菓子	アフラトキシン	1
ガーナ	キャッサバ	シアン化合物	1
イラン	乾燥いちじく	アフラトキシン	1
ニュー・ジーランド	菓子	シアン化合物	1
ペルー	ブラジルナッツ	アフラトキシン	1
シンガポール	ピーナッツ製品	アフラトキシン	1
ベトナム	ハトムギ	アフラトキシン	1
総計			146

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑦ 残留動物用医薬品の国別、品目別、違反内容別違反件数(平成 21 年度)

生産国	品目分類	違反内容		件数※
		基準値あり	不検出	
中国	豚肉		クレンブテロール(38)	70
	えび		クロルテトラサイクリン(5)、スルファメキサゾール(4)、フラゾリドン(AOZとして)(2)、エンロフロキサシン、テトラサイクリン	
	うなぎ		ロイコマラカイトグリーン(4)、フラゾリドン(AOZとして)(2)、エンロフロキサシン、マラカイトグリーン	
	かに		フラゾリドン(AOZとして)(2)、マラカイトグリーン	
	さば		ロイコマラカイトグリーン(2)	
	スッポン		エンロフロキサシン(2)	
	あさり		クロラムフェニコール	
	さけ	オキシテトラサイクリン		
	鶏肉		フラゾリドン(AOZとして)	
	蜂の巣		オキシテトラサイクリン	
ベトナム	えび		クロラムフェニコール(10)、フラゾリドン(AOZとして)(8)	26
	いか		クロラムフェニコール(8)	
台湾	うなぎ		フラゾリドン(AOZとして)(2)、フラル外ドン(AMOZとして)(2)	4
インドネシア	えび		フラゾリドン(AOZとして)(2)	2
タイ	さけ	オキシテトラサイクリン		1
香港	とこぶし		フラゾリドン(AOZとして)	1
ロシア	はちみつ		クロラムフェニコール	1
総計				105

※件数は、違反内容の延べ件数

表 8-⑧ おもちゃの国別、材質別、違反件数(平成 21 年度)

国	材質分類	違反内容	件数※
中国	組み合わせ	フタル酸ビス(16),鉛(4),蒸発残留物(2),過マンガン酸カリウム消費量(1),着色料(1)	42
	合成樹脂	フタル酸ビス(10),蒸発残留物(3),過マンガン酸カリウム消費量(2),鉛(1)	
	木製	着色料(1)	
	紙製	着色料(1)	
インドネシア	組み合わせ	着色料(1)	1
ベトナム	組み合わせ	フタル酸ビス(1)	1
スペイン	木製	鉛(1)	1
ドイツ	合成樹脂	フタル酸ビス(1)	1
ポーランド	組み合わせ	着色料(1)	1
台湾	組み合わせ	鉛(1)	1
総計			48

※件数は、違反内容の延べ件数

表 9 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 21 年度)

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
4 月	カナダ	養殖さけ・ます及びその加工品 (クリスタルバイオレットが使用 されていたおそれ)	カナダで実施したモニタリング検査におい て、クリスタルバイオレットが検出されたと の情報を受け、当該品について、モニタリン グ検査の頻度を 30%に引き上げて対応した。
4 月	チリ	鶏肉及び豚肉製品 (リステリア菌による汚染のおそ れ)	チリ国内における製品回収情報に基づき、当 該品が輸入届出された場合は、積み戻し等 を行う措置を講じた。
5 月	チリ	食肉加工品 (リステリア菌による汚染のおそ れ)	上記に示したチリ国内における回収対象食 品について、製造年月日が追加され、また、 対象食品が食肉加工品へ変更されたことに 伴い、上記通知を廃止し、当該品が輸入届 出された場合は、積み戻し等を行う措置を 講じた。
5 月	全輸出国	落花生及びナッツ類加工品 (サルモネラ属菌による汚染のお それ)	米国国内において、サルモネラ属菌に汚染 されたピーナッツ製品及びピスタチオナツ ツ製品に係る自主回収を行っているとの情 報を受け、当該品のモニタリング検査を 実施する措置を講じた。
5 月	韓国	二枚貝 (麻痺性貝毒が規制値を超えて 検出されるおそれ)	韓国政府より特定海域の二枚貝より規制 値を超える麻痺性貝毒が検出されたため、 同海域で生産される貝類に係る原産地証 明書の発給を中断するとの連絡を受け、 同海域の記載された証明書が添付され た輸入届出がなされた場合は、貨物保 留の上、本省まで連絡する措置を講 じた。
6 月	フランス	ソフト及びセミソフトタイプの ナチュラルチーズ (腸管出血性大腸菌 O103 による 汚染のおそれ)	フランスにおいて、生山羊乳チーズから 腸管出血性大腸菌 O103 が検出され、 日本へも輸出されていたとの情報に 基づき、当該製造者のソフト及びセ ミソフトタイプのナチュラルチーズ について、検査命令とした。
6 月	インドネシア	地酒 (アラック) (メタノールが混入しているお それ)	インドネシア・バリ島において、地酒 (アラック)にメタノールが混入してい たことに起因する中毒事故が発生した との情報に基づき、当該品が輸入届 出された場合は、自主検査を指導す る措置を講じた。
6 月	米国	冷蔵クッキー生地 (腸管出血性大腸菌 O157 による 汚染のおそれ)	米国において、冷蔵クッキー生地を生 で喫食したことに起因する食中毒が 発生し自主回収が行われているとの 情報を受け、当該製造者のクッキー 生地が輸入届出された場合は、本 事例との関連の有無を確認し、関 連製品である場合には積み戻し等 を行う措置を講じた。
6 月	米国	牛肉 (腸管出血性大腸菌 O157 による 汚染のおそれ)	米国国内における製品回収情報に 基づき、当該加工施設で処理され た牛肉が輸入届出された場合は、 本事例との関連の有無を確認し、 関連製品である場合には積み戻し 等を行う措置を講じた。
8 月	全輸出国	ソフト及びセミソフトタイプの ナチュラルチーズ (山羊乳を原料 とするものに限る) (腸管出血性大腸菌 O103 による 汚染のおそれ)	当該案件については 6 月に端を発し、 当該製造者のソフト及びセミソフト タイプのナチュラルチーズについては、 命令検査にて対応しているが、 今般、輸出国及び製造者に関わ らず、モニタリング検査を実施す る措置を講じた。

強化月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
9月	カナダ	亜麻 (未承認遺伝子組換え混入のおそれ)	ドイツにおいて、カナダ産未承認遺伝子組換え亜麻が流通している旨の情報を入手したことを受け、当該品が輸入届出された場合は、貨物保留の上、本省まで連絡する措置を講じた。
11月	カナダ	亜麻及びその加工品 (未承認遺伝子組換え混入のおそれ)	9月に措置を講じていた当該案件について、輸入時のモニタリング検査において安全性未審査遺伝子組換え亜麻(PF967)特有の遺伝子を検出したことから、カナダ産亜麻について、検査命令とした。
11月	フランス	ナチュラルチーズ (エンテロトキシンによる汚染のおそれ)	フランス国内において、エンテロトキシンに起因する食中毒が発生し自主回収が行われているとの情報を受け、製品回収情報に基づき、当該品が輸入届出された場合は、積み戻し等を行う措置を講じた。
11月	ドイツ	ベーカリー製品 (未承認遺伝子組換え亜麻の使用のおそれ)	オーストリア国内において、ドイツ産ベーカリー製品にカナダ産未承認遺伝子組換え亜麻が使用され、流通が停止しているとの情報を受け、当該品が輸入届出された場合は、本事例との関連の有無を確認し、関連製品である場合には積み戻しを行う措置を講じた。
12月	オーストラリア	セミドライトマト (A型肝炎ウイルスによる汚染のおそれ)	オーストラリア・ビクトリア州において、当該品に起因するA型肝炎の集団発生が報告され、ビクトリア州政府が食品法に基づき措置を講じているとの情報を受け、当該品のモニタリング検査を実施する措置を講じた。
2月	フランス	冷凍いわし (ダイオキシンによる汚染のおそれ)	EUアラートにおける製品回収情報に基づき、当該品が輸入届出された場合は、積み戻し等を行う措置を講じた。

表 10 主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 21 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
米国産農産食品 (残留農薬)	残留農薬における協議を実施。	平成 21 年 4 月
フィリピン産アスパラガス (ジフェノコナゾール)	平成 19 年 5 月から協議開始。平成 21 年 5 月、フィリピン政府において残留農薬に係る対策が講じられたことが確認されたことからフィリピン政府が認める登録業者について検査命令を解除。協議継続中。	—
中国産ほうれんそう (残留農薬)	平成 14 年 7 月から協議開始。平成 21 年 5 月、乾燥ほうれんそうについて、中国側の管理体制を踏まえ、中国政府に登録された一部の企業のみ輸入自粛を解除。協議継続中。	—
タイ産グリーンアスパラガス (EPN)	平成 20 年 7 月から協議開始。平成 21 年 5 月、タイ政府において違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、タイ政府が認める登録業者について検査命令を解除。協議継続中。	—
タイ産バナナ (シペルメトリン)	平成 20 年 10 月から協議開始。平成 21 年 5 月、タイ政府において違反事例の原因究明及び再発防止対策が図られたことから、タイ政府が認める登録業者について検査命令を解除。協議継続中。	—
カナダ産牛肉 (BSE)	平成 15 年 5 月から協議開始。カナダ政府が認定する対日輸出施設について、輸出基準の遵守の検証のため、現地調査を実施。協議継続中。	平成 21 年 8 月
米国産セロリ (ボスカリド)	平成 21 年 2 月から協議開始。平成 21 年 9 月、米国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、米国政府が認める登録包装者又は輸出者について検査命令を解除。協議継続中。	—
米国産牛肉 (BSE)	平成 15 年 12 月から協議開始。平成 17 年 12 月、輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。平成 18 年 1 月、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続きを停止したが、同年 7 月手続き再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 21 年 11 月
カナダ産ロブスター (麻痺性貝毒)	平成 20 年 9 月から協議開始。平成 21 年 11 月、カナダ政府においてロブスターに係る麻痺性貝毒管理対策が講じられたことから、カナダ政府政府が認める登録業者について検査命令を解除。協議継続中。	—

ブラジル産コーヒー豆 (ジクロロボス及びナレド)	平成 15 年 10 月から協議開始。平成 22 年 1 月、ブラジル政府により違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたこと、また、これまでの検査実績を踏まえ、ジクロロボス及びナレドに係る検査については検査命令を解除。協議を継続中。	—
オーストラリア産食肉 (衛生管理)	オーストラリアにおける食肉検査体制及び食肉施設の管理体制の確認を行うため、現地調査を実施。	平成 22 年 1 月
タイ産マンゴー、マンゴスチン (残留農薬)	タイ産マンゴー、マンゴスチンの残留農薬管理体制を確認するため、登録業者及び農場現地調査を実施。タイ政府が認めるマンゴスチンの登録業者について検査命令を解除。	平成 22 年 3 月
タイ産鶏肉 (衛生管理)	平成 21 年 11 月、検査命令を解除。衛生管理体制の確認を行うため、養鶏場、食鳥処理施設及び食肉加工施設の現地調査を実施。	平成 22 年 3 月
ベトナム産水産食品 (衛生管理)	ベトナム産水産食品の衛生規制及び管理体制の確認を行うため、現地調査を実施。	平成 22 年 3 月

表 11 輸出国事前調査の実施事例(平成 21 年度)

カナダ	
調査対象	カナダにおける遺伝子組換え食品の制度調査
関係法令	食品・薬品法及び関連規制 (Food and Drugs Act and Regulations) 飼料法 (Feeds Act) 穀物法 (Grain Act) 種子法 (Seed Act)
概要	対日輸出食品については、カナダ政府が、我が国の安全性未審査の遺伝子組換え食品情報を収集し、種子管理プログラム、組換え作物の栽培に係る拡散防止措置などを採っている。また、試験栽培での管理については、試験で得られた種子は、焼却、深層埋却などの方法で不活化処理が行われ、試験栽培種子の拡散防止措置が採られている。
米 国	
調査対象	米国における農産食品の制度調査
関係法令	連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法 (FIFRA) 連邦食品医薬品化粧品法 (FFDCA)
概要	対日輸出食品の残留農薬に係る衛生管理については、米国政府、州政府及び関係事業者間で我が国の規制値・違反情報等について情報共有が図られており、また、日本での残留基準値違反に関して、米国政府が関連する業界団体へ情報提供を行う仕組みが存在し、これらの情報を活用する事により対日輸出農産物の安全管理を行っている。
中 国	
調査対象	中国における対日輸出食品の制度調査
関係法令	食品安全法 農産品質量安全法 輸出入商品検査法 輸出入動植物検査法
概要	対日輸出食品については、中国政府が、原料生産から加工製造工程までの監督管理を行い、輸出前検査についても実施している。また、食品安全法は、食品に携わるそれぞれの部門における責任分担を明確にした。さらに、対日輸出原料の生産業者、製造・加工業者については、中国政府への登録が必要となっており、未登録業者からの輸出は許可していない。

表 12 年度別輸入食品相談指導室における輸入相談実績

	平成17年	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
輸入相談実施件数	9,210	9,786	10,633	11,601	13,275
品目別輸入相談件数	18,408	18,224	22,038	27,083	34,245
品目別違反該当件数	691	679	401	410	310

※輸入食品相談指導室は、小樽、仙台、成田空港、東京、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇の各検疫所に設置

※平成17年度より年度集計

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

表 13 輸入相談における条文別違反該当件数(平成21年度)

条文	違反該当件数(件)	構成比(%)	主な違反該当内容
第6条 (販売を禁止される食品及び添加物)	4	1.0	シガテラ毒魚、ルーピン豆の使用
第9条 (病肉等の販売等の制限)	17	4.1	BSE発生国経由牛由来原料、BSE発生国経由綿羊由来原料、原料の一部に米国産牛脂が使用(輸入を控えるよう指導)、BSE発生国からの牛由来加工品(輸入自粛)、ビーフコラーゲンケーシングを使用
第10条 (添加物等の販売等の制限)	194	46.3	アゾルビン、ヨウ素化塩、カルミン、パテントブルーV、TBHQ、キノリンイエロー、ヨウ化カリウム、亜セレン酸ナトリウム、アミド化ペクチン、ケイ酸アルミニウムカリウム等の使用
第11条 (食品又は添加物の基準及び規格)	200	48.1	製造・加工基準不適合、添加物の使用基準違反 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造基準不適合・・・清涼飲料水の殺菌不足</li> <li>・ 対象外食品への使用・・・調味料へのソルビン酸、安息香酸の使用等</li> <li>・ 過量使用・・・健康食品にスクラロース使用等</li> <li>・ 過量残存・・・菓子に二酸化硫黄残存等</li> </ul>
第18条 (器具又は容器包装の基準及び規格)	2	0.5	飲食器具の規格基準違反
計	417(延数) 310(実数)		

表 14 輸入相談における国別、品目別、違反該当内容別件数(平成 21 年度)

生産国	品目	違反該当内容	件数
米国	清涼飲料水	製造基準不適合(12)、フマル酸第一鉄(5)、グルクロノラクトン(5)、ソルビン酸(3)、BSE 発生国經由牛由来原料(3)、亜セレン酸ナトリウム(2)、安息香酸カリウム、エステルガム、硝酸塩マグネシウム、ソルビン酸カリウム、炭酸水素カリウム、ヒドロキシエチルセルロース、メチルコバラミン	102
	健康食品	d- $\alpha$ -トコフェロールコハク酸・第二リン酸カルシウム過量・微粒二酸化ケイ素(8)、塩化メチレン・アセトン・ヘキサン・ブタノール(4)、クロスカルメロースナトリウム(2)、ポリエチレングリコール(2)、ピルビン酸カルシウム、スクラロース、アセスルファムカリウム、ソルビン酸カリウム、プロピオン酸ナトリウム、硫酸アルミニウムナトリウム、ビタミン K1、酸化セレン、亜セレンナトリウム、タルク、クエン酸マグネシウム、塩化クロム、クロミウムピコリネート、リン酸三カルシウム、ヨウ化カリウム	
	菓子	酸化鉄・三酸化鉄(4)、ブラウン HT(2)、二酸化硫黄(2)、カルミン(2)、アミド化ペクチン、L-システイン塩酸塩、ソルビン酸カリウム	
	糖類	ソルビン酸カリウム(4)、ポリソルベート60	
	添加物	ステアロイル乳酸ナトリウム(2)、 $\alpha$ ケトグルタレート、 $\beta$ -アラニン	
	調味料	4-amino-5,6-dimethylthieno[2,3-d]pyrimidin-2(1H)-one hydrochloride、ソルビン酸カリウム、指定外香料	
	粉末清涼飲料	ケイ酸アルミニウム(3)	
	農産加工品	リン酸ナトリウムアルミニウム、保存基準不適合	
	魚介類加工品	ビーフコラーゲンケーシング	
	紅茶	酢酸エチル	
	食肉製品	BSE発生国經由牛由来原料	
	その他の食品	塩基性リン酸ナトリウム	
	インドネシア	即席麺	
調味料		安息香酸(14)	
菓子		アゾルビン(2)、ブラウンHT(2)	
イタリア	菓子	パラオキシ安息香酸メチル(9)、アゾルビン(5)、ブラックPN(3)、ブラウンHT(2)、ヒドロキシ酢酸マグネシウム、水酸化アンモニウム	33
	氷菓	アゾルビン(2)、キノリンイエロー(2)、銅クロロフィル(2)	
	調味料	ソルビン酸(3)	
	健康食品	炭酸カルシウム、スクラロース	
	粉末清涼飲料	アゾルビン	
メキシコ	調味料	酸化プロピレン(14)、安息香酸(5)、エチレンオキシド、放射線殺菌	22
	果実	過酢酸水	
中国	調味料	TBHQ(4)、ソルビン酸(3)	19
	即席麺	安息香酸ナトリウム(2)、ソルビン酸カリウム(2)	
	農産加工品	農薬残留基準超過(BHC)(2)、ナタマイシン	
	健康食品	L-マンニトール、不明色素	
	その他の食品	EDTA、スクラロース	
	魚介類加工品	塩素酸カリウム	

生産国	品目	違反該当内容	件数
ポルトガル	清涼飲料水	製造基準不適合(9)、アゾルビン(3)、サイクラミン酸(3)、ソルビン酸カリウム(3)	19
	調味料	安息香酸ナトリウム	
フランス	菓子	亜セレン酸ナトリウム、ヨウ化カリウム、硫酸亜鉛、硫酸銅、硫酸マンガン、リン酸マグネシウム	15
	調味料	BSE発生国経由牛由来原料(3)、BSE発生国経由牛由来加工品	
	その他の食品	安息香酸ナトリウム	
	食肉製品	BSE発生国経由綿羊由来原料	
	果実加工品	ソルビン酸	
	果実酒	アゾルビン	
	発酵乳	デヒドロ酢酸	
ドイツ	食肉製品	ヨウ素化塩(7)	15
	菓子	ビオチン(2)、ルーピン豆	
	清涼飲料水	製造基準不適合(2)、ピロ炭酸ジメチル	
	ほ乳瓶	蒸発残留物	
	冷凍食品	ルーピン豆	
台湾	その他の食品	ソルビン酸カリウム(5)、安息香酸(2)	13
	リキュール	ソルビン酸(2)	
	穀類加工品	カルミン	
	菓子	ソルビン酸	
	果実加工品	安息香酸	
	冷凍果実飲料	殺菌基準不適合	
タイ	清涼飲料水	殺菌基準不適合(2)、青色1号、黄色4号、黄色5号	12
	健康食品	スクラロース、硫酸銅	
	調味料	亜硝酸ナトリウム、安息香酸ナトリウム	
	菓子	アミド化ベクテン	
	蓋	過マンガン酸カリウム	
	粉末清涼飲料	アゾルビン	
韓国	健康食品	ヒドロキシプロピルメチルセルロース、没食子酸プロピル	8
	清涼飲料水	ト製造基準不適合(2)	
	キムチ	コハク酸ニカルシウム	
	その他の食品	指定外香料	
	調味料	ソルビン酸カリウム	
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	米国産牛脂	
ペルー	菓子	ステアロイル乳酸ナトリウム(4)、ソルビン酸カリウム(3)、BHA	11
	健康食品	パラオキシ安息香酸メチル(2)	
	清涼飲料水	ソルビン酸カリウム	
イスラエル	糖類	サイクラミン酸ナトリウム(3)、アゾルビン、キノリンイエロー	10
	菓子	ソルビン酸・ソルビン酸カリウム(2)、アゾルビン	
	その他の食品	ソルビン酸	
	着色料製剤	アゾルビン	
モロッコ	健康食品	塩化クロム、ケイ酸アルミニウムカリウム、三酸化鉄、セレンナトリウム、銅クロロフィン、パテントブルーV、フマル酸第一鉄、硫酸亜鉛、硫酸銅	9

生産国	品目	違反該当内容	件数
アラブ首長国連邦	菓子	ソルビン酸カリウム	8
ニュージーランド	健康食品	グルコン酸亜鉛、グルコン酸カルシウム、微粒二酸化ケイ素、フマル酸第一鉄、ヨウ化カリウム、硫酸マンガン、リン酸三カルシウム	7
ベルギー	菓子	酸化鉄・三二酸化鉄(6)、ルーピン豆	7
フィリピン	菓子	TBHQ(2)、サッカリン、ヨウ素化塩	6
	清涼飲料水	殺菌基準不適合	
	鮮魚	アカマダラハタ(シガテラ毒魚)	
イギリス	菓子	グリーンS(2)	5
	その他の食品	BSE発生国経由牛由来加工品、プロピレングリコール	
	アイスクリーム	製造基準不適合	
カナダ	健康食品	タルク(2)、BSE発生国経由牛由来加工品(2)	5
	菓子	ヨウ化カリウム・重酒石酸コリン	
デンマーク	菓子	パテントブルーV(2)、ヒマワリレシチン、ソルビン酸	4
ノルウェー	健康食品	BSE発生国経由牛由来加工品(3)	4
	清涼飲料水	塩化銀	
フィンランド	菓子	パテントブルーV(3)、ソルビン酸	4
ベトナム	菓子	イソバレラルデヒド、BHT	3
	その他の食品	安息香酸ナトリウム	
マレーシア	粉末清涼飲料	ケイ酸アルミニウムナトリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム	3
	菓子	ケイ酸アルミニウムナトリウム	
インド	調味料	ヨウ素化塩	2
ウクライナ	調味料	安息香酸、ソルビン酸	2
オーストラリア	清涼飲料水	殺菌基準不適合	2
ブラジル	清涼飲料水	ソルビン酸	2
	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	ソルビン酸	
南アフリカ	健康食品	硫酸カルシウム	2
ロシア	菓子	ソルビン酸カリウム	2
オランダ	菓子	イノシン酸	1
ギリシャ	菓子	三二酸化鉄	1
スイス	菓子	アゾルビン・キノリンイエロー・パテントブルーV	1
スペイン	菓子	ヒマワリレシチン	1
スリランカ	健康食品	グルコサミン硫酸塩	1
トルコ	その他の食品	ブリリアントブラックPN	1
ミャンマー	粉末清涼飲料	ステアロイル乳酸ナトリウム	1
モンゴル	清涼飲料水	製造基準不適合	1
総計			417

※件数は、違反延べ件数

表 15 国内の監視で発見された輸入食品違反事例(平成 21 年度)

生産国	品目	違反内容	件数
中国	しめ鯖	ジクロロボス(2)	8
	漬け物	パクロボトラゾール(2)	
	ほうれんそう	クロルフェナピル	
	グリーンアスパラガス	イソカルボホス	
	うなぎ	マラカイトグリーン、ロイコマラカイトグリーン	
	しいたけ	クロルピリホス	
インド	ゴーヤチップ	TBHQ	3
	えだまめ	ルフェヌロン	
	きぬさや	プロピコナゾール	
ブラジル	チョコレート	TBHQ	2
	ジャム	ソルビン酸	
スペイン	チョコレート	サイクラミン酸	1
フィリピン	マンゴー	テブコナゾール	1
フランス	ジャム	放射能	1
インド	ポリプロピレン製器具	鉛	1
合 計			17

## (参考)実施結果中の主な用語説明

用語	説明
亜硝酸塩	添加物(発色剤)
アセタミプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アセトン	添加物(製造用剤)
アセフェート	農薬(有機リン系殺虫剤)
アゾルビン	指定外添加物
アトラジン	農薬(トリアジン系除草剤)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
アラクロール	農薬(酸アミド系除草剤)
アルジカルブスルホキシド	農薬(殺虫剤)
安息香酸	添加物(保存料)
イソプロカルブ	農薬(カーバメート系殺虫剤)
イソプロパノール	添加物(着香料)
一酸化炭素	指定外添加物
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えてもとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イプロベンホス	農薬(有機リン系の殺菌剤)
イマザリル	添加物(防かび剤)
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エステルガム	添加物(チューインガム基礎剤)
エチプロール	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
エチレンジアミン四酢酸カルシウムナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	添加物(酸化防止剤)
エトプロホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
塩化メチレン	指定外添加物
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
黄色ブドウ球菌	病原微生物(人や動物に常在する菌で、耐熱性の毒素(エンテロトキシン)を生成し、嘔吐、腹痛、下痢を引き起こす)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)

用語	説明
オキシソリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オレンジⅡ	指定外添加物
カルバリル	農薬(カーバメート系殺虫剤)
カルミン	指定外添加物
キノリンイエロー	指定外添加物
クエン酸マグネシウム	指定外添加物
グリーン S	指定外添加物
クリスタルバイオレット	動物用医薬品(殺菌剤)
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
グルコン酸亜鉛	添加物(強化剤)
グルコン酸第一鉄	添加物(色調安定剤)
クレンブテロール	動物用医薬品(子宮弛緩薬)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(クロラムフェニコール系抗生物質)
クロルテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(殺虫剤)
ケイ酸アルミニウム	指定外添加物
ケイ酸アルミニウムカリウム	指定外添加物
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる中毒)
コハク酸ニカルシウム	指定外添加物
サイクラミン酸	指定外添加物
サッカリン	添加物(甘味料)
サッカリンナトリウム	添加物(甘味料)
サルモネラ属菌	病原微生物(動物の腸管、自然界(川、下水、湖など)に広く常在する菌で、主に生肉、特に鶏肉と卵を汚染し、激しい腹痛、下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
三二酸化鉄	添加物(着色料)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジウロン(DCMU)	農薬(除草剤)
シガテラ毒魚	シガテラ中毒(手足、口の周りの感覚異常、めまい、運動失調などの神経系障害を主とし、下痢、腹痛、関節痛など)を引き起こす可能性のある毒素(熱帯の海洋に生息するプランクトンが産生)に汚染された魚介類。

用語	説明
ジクロルボス及びナレド	農薬(殺虫剤)
ジコホール	農薬(有機塩素系殺虫剤)
ジノテフラン	農薬(殺虫剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シフルトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シプロコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(殺菌剤)
食用青色 1 号	添加物(着色料)
食用黄色 5 号	添加物(着色料)
食用黄色 4 号	添加物(着色料)
食用赤色 102 号	添加物(着色料)
スクラロース	添加物(甘味料)
スルファジアジン	合成抗菌剤(サルファ剤)
スルファジミジン	合成抗菌剤(サルファ剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
赤痢菌	病原微生物(人や動物の腸管内に常在する菌で、胃腸炎を引き起こす)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ソルビン酸カリウム	添加物(保存料)
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナー-PCB という3種類物質群の総称
ダミノジット	農薬(酸アミド系植物成長調整剤)
チアメトキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
テトラコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
テブフェノジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
トコフェロール酢酸エステル	添加物(強化剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
ナタマイシン	添加物(食品製造用)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)

用語	説明
ニトロフラン類	動物用医薬品であるニトロフラン系合成抗菌剤の総称
パテントブルーV	指定外添加物
パラオキシ安息香酸メチル	指定外添加物
パラチオンメチル	農薬(殺虫剤)
ビフェナゼート	農薬(殺虫剤)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピラクロストロビン	農薬(ストロビルリン系殺菌剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
フェニトロチオン	農薬(殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フェンプロパトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フマル酸第一鉄	指定外添加物
ブラウン HT	指定外添加物
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
ブラック PN	指定外添加物
フラルタドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAMOZ
ブリリアントブラック PN	指定外添加物
フルアジホップ	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルシラゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
フロニカミド	農薬(ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤)
プロピオン酸	添加物(保存料)
プロピレングリコール	添加物(溶剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロモプロピレート	農薬(ダニ駆除剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ヘキサン	添加物(油脂抽出剤)
ペルメトリン	農薬(殺虫剤)
ホキシム	農薬(殺虫剤)
ポスカリド	農薬(アニリド系殺菌剤)
ポリエチレングリコール	指定外添加物
ポリソルベート	添加物(乳化剤)

用語	説明
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積し、毒化することにより引き起こされる麻痺性中毒)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メラミン	メラミン樹脂の主原料となる化学物質
ヨウ化カリウム	指定外添加物
ヨウ素化塩	指定外添加物
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす)
リン酸ナトリウムアルミニウム	指定外添加物
2, 4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
AMOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラルタドンの代謝物
AOZ	ニトロフラン系合成抗菌剤フラゾリドンの代謝物
A型肝炎ウイルス	A型肝炎ウイルスはピコルナウイルス科ヘパトウイルス属( <i>Hepatovirus</i> )に属し、ウイルスに汚染された水や氷、野菜や果物、魚介類を生で食べることによって感染します。
BHA	添加物(酸化防止剤)
BHC	農薬(有機塩素系殺虫剤)
BHT	添加物(酸化防止剤)
BSE(牛海綿状脳症)	牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中樞神経系の疾病
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
L-システイン塩酸塩	添加物(酸化防止剤)
MCPA	農薬(フェノキシ系除草剤)
SRM	BSE(牛海綿状脳症)の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛BSE(牛海綿状脳症)の原因と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積する牛体内の部位(頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄、せき柱、回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位))
TBHQ	指定外添加物
γ-BHC(リンデン)	農薬(有機塩素系殺虫剤)